

変更届に係る添付資料一覧（総合事業）

令和4年12月版

長井市福祉あんしん課

以下の事項に変更があった場合は、変更があったときから10日以内に福祉あんしん課に変更届を提出すること。ただし、定員の変更や建物の構造等の変更などは、現地確認を要するので、変更予定日の1か月前までに連絡すること。

	変更事項	添付書類	留意事項
1	事業所(施設)の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の運営規程 (必要に応じて)位置図、平面図及び写真 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所番号の変更については、※1を参照 ○サテライトを設置する場合は、付表も併せて提出すること
2	申請者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書(写し可)又は条例等 誓約書(参考様式5・8) 	<ul style="list-style-type: none"> ※代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要 ○変更届に、所在地の場合は郵便番号、氏名の場合はフリガナを記載すること
3	登記事項証明書又は条例等	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書(写し可)又は条例等 	
4	事業所の平面図 建物の構造概要及び平面図	<ul style="list-style-type: none"> 変更前及び変更後の平面図(参考様式2) 変更後の事業所写真(設備基準として規定されている事項を確認できるもの) 建物の構造概要 	<ul style="list-style-type: none"> ※面積基準に係るもの(用途変更含む)については、現地確認(事前許可)を要するので、事前に連絡すること ○平面図については、修正箇所の色塗り、各室の用途が記載されていること。
5	設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> 設備等一覧表(参考様式3) 	
6	利用者の推定数	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) 	
7	利用者の定員	<ul style="list-style-type: none"> (必要に応じて)資格証の写し 	
8	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所		<ul style="list-style-type: none"> ※管理者は常勤であること ○管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。(管理者の勤務状況がわかる資料(従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表等)の添付でも可。)
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者の経歴 ※介護福祉士登録証の写し等に代えることが可(平成20年7月29日老振発第0729002号) 資格証の写し(サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで可) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供責任者の変更の場合の「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。(サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数、前3か月の利用者数の平均値など。)
10	運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業員の職種、員数及び職務の内容②営業日及び営業時間③利用定員数 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の運営規程(修正箇所下線表示) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) (必要に応じて)資格証の写し 変更後の運営規程(修正箇所下線表示) 	<ul style="list-style-type: none"> ※運営規程の附則に改正年月日を追記すること ※サテライト又は一部の単位(通所系サービス)の廃止・休止・再開も変更届を提出のこと
11	その他 ○資格要件のある従業員の変更 ○その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 付表1、2 変更する月の勤務割表(参考様式1) (必要に応じて)資格証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ※加算等に影響がない場合は提出不要。

※1 同一所在地で、同一事業所名で複数のサービスを行う場合には同一の介護保険事業所番号となる。なお、事業所名が一字でも異なれば別の番号になる。また、市町村をまたいで事業所を移転する場合は、原則として事業所番号を変更する。

総合事業費の請求に関する事項については、従来通り総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4)及び総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)を提出すること。